

之を表示するに左の如し。

各地方調查概要總括

福島	各部落成棟瓦葺コンクリート三坪乃至十六坪	四十五立方尺	二坪乃至四坪	二十四燭一上り湯なし	午後三時	三七九戸
勿来	端部の東木造トタン葺二十一坪	一三立方尺	一坪半乃至二坪	十燭光四箇上り湯なし	午後二時	二、〇四八戸

註 新湯の供給及湯加減は直接火力を以てするもの蒸気を通して行ふもの電熱に依るもの等有り。

共同浴場も現状に別段著しき不備を認めざるも、是れ亦共同便所と同じく理想論としては改善の餘地多く存すべく(尾去澤)一步を進めて浴場を中心とし娛樂設備をなすが如きは(入山鑛夫)の生活上利する所多かるべし、されど經費其の他の關係上差當りは給湯及給水設備を完全にすること及浴槽其の他の洗滌に遺憾なきを期することを提唱するに止めんのみ。

(は) 娛樂所及物干場

之を表示するに左の如し。

山名	娛樂所			物干場
	位置	備	造	
小坂	各部落成中心三箇所二十坪乃至四十坪、外に家族兒童用バラック式十坪乃至二十四坪のものあり	木造、瓦葺、平家、土間、内は高さ十尺餘の檼縁、天井、無縁、厚畳敷、板敷、作二十燭光十箇	木造、瓦葺、三十三畳、三十二燭光九箇	なし
花岡	東北一棟三十坪	諸音機、國語各一箇、將棋、二箇、東京朝日、秋田魁、弘前新聞、實業の日本、其の他	なし	なし

尾 去 澤	荒 川	吉 乃	阿 仁	高 玉	松 尾	入 山	湯 本	内 郷	好 間
中央一棟二六坪、收容人員一七〇〇名、別に各部落に集會所七箇あり、運動場あり	中央一〇六坪、別に道場三二坪あり	親交館の一部二十一坪を充つ、收容能力五〇〇名	なし	なし	十五坪	なし	なし	各部落一箇宛十坪以上、收容能力四〇名、別に弓場、運動場あり	なし
	廣間八四坪、收容能力一、三〇〇人、板敷會合の隣、縁を敷く、讀書室六坪、收容能力三〇名、疊敷、並球室六坪、板敷、番人用外一室一〇坪、疊敷、天井の高さ十尺、全部硝子窓	軒桁上迄十五尺、武道道を敷く						宿舎の一端二戸分位を改造したるもの東又は南北の方は戸障子建付	
活動寫眞機、撞球臺、音樂用具一組、將棋、圍碁、歌留多、新聞、雜誌、其他	圍碁、ビンボン、ラヂオ、テイル、將棋、書籍、雜誌、火鉢、ストーブ、喫茶具、撞球臺、剣道具、柔道衣、其の他	ラヂオ、碁盤、將棋、新聞、雜誌			圍碁、將棋、ビンボン、新聞、雜誌、庭球、野球、スキ、柔剣、道用具			圍碁、將棋、雜誌、ラヂオは交代使用とす	
なし、 宿舎の空地を利用す	なし	なし、 宿舎の空地を利用す	右 同	長木を掘立て馬蹄形を附したるものあり、竿は各自の負擔とす	なし、 空地を利用す	右 同	右 同	軒下又は空地を利用す、 新宿舎は受木を軒下より、 屋上高く取付く	柱二本を立つ竿四本あり、 宿舎北方の廣場に木製の

福	島	なし			なし 空地を利用す
勿	來	劇場一一三坪五合一棟	トタン葺木造平家無臺樂屋有り觀覽席は板敷使用の際席を敷く天井高さ十一尺	平常將棋四、新聞、雜誌、書籍等を備付く	なし 空地を利用す

と認めらる。

五 給水設備

之を表示するに左の如し。

小坂	鐵山名
水道	給水様式
面積〇・九平方里、官 有地畑葉樹林水源涵 養保安林にして人家 田畑等なし 水量平時十一箇湯水 期も七箇を下らず	水源地其他の狀態
出水 水栓數九十箇	濾過汲上配水等の設備
水質良 水量一日夜四十萬 ガロン乃至六十萬 水壓毎平方吋約百 封度	水質水量水壓
一、六〇〇戸 八、一六五名	使用戸數
井戸なし 附近に小川あり 洗濯用水に用ひら	備考

吉 乃	荒 川	尾 去 澤	花 岡
井戸八箇 水道	井戸七箇 水道	井戸六箇 水道	水道
森林にして人家なし	五箇は飲用に適み 他は水道補充の適み 住宅地を距る約十町 の點にて牛澤又澤川 を止水してタンクに導 く附近に人家田畑の結 果夏季不足なり	米代川湧水期にも百 箇を下らず	鐵山を距る十町の地 點に掘りたる井戸を 水源とす
貯水池三萬立方尺 用水栓十三箇	別段の設備なし 用水栓三十四箇を設く	鈎瓶又は手汲 掛樋又は鐵管にて用水タンクに導く 聯横置ブランチヤーマホムブ二臺を以 て揚水す別に豫備一臺有り高低差六百尺 は内徑十吋延長一萬尺高差六百尺 の地點に配水タンクを置き水道用と鐵 管に依り濾過を二百三十度二尺容積砂上 千立方尺四十五秒の濾過速度二尺容積砂 利の水深二尺五寸砂五厚二尺五寸砂 の厚一尺二寸砂五厚二尺五寸砂 尺の貯水量一日一萬六千立方尺を 人當り立方尺とし約四千六百立方尺を るに足る用水栓十七箇	井戸内にて砂利及砂を以て濾過し唧 筒を以て汲上鐵管にて引水す二棟一 箇の割に用水栓二十八箇を設く
水質良夏期減水の 虞あり 水壓二六封度	一日當四二〇〇石 水質良 水壓二百封度	右同	水質良 水壓五十立方尺 水壓百封度
一箇當 二〇戸 一〇〇〇名	用水栓一箇當 一五五戸 一八〇五名	二、三六〇〇名	三、五六四戸 一〇六五戸
河川水を併用せず		他に河川水を併用 することなし	井戸河川水の併用 すべきものなし

阿	高	松	入	湯	内
仁	玉	尾	山	本	郷
井戸五箇	水道	水道	水道	水道	水道
浅き爲め手桶にて汲上く他は井用流 場は川水引込装置をなす	動力ポンプ等に依り汲上げ鐵管にて 引水す宿舍附近に水場あり水槽及流 場を設け自然放とす其他別段の設備 なし 水場數十五箇所	三時の鐵管にて水槽に導くに止る 用水栓四〇箇	宿舎附近に砂の濾過池有り鐵管にて 別に坑内水の一部分も濾過雜用とす 飲用水栓七箇 雑用水栓三十箇	濾過池は煉瓦造三尺以上の砂利を充 填し消毒には漂白粉を用ふ 淨水栓二十一箇消火栓三十一箇	好間川取入口より開源九百間コンク リトト伏樋鑿道鐵管六百間を経て貯 水池に入る 小野田溪谷の水は之を堰止ポンプに 濾過設備なし
水質中性的軟質水質 不足	水批〇・一箇の 水一箇所 〇・〇五 箇もの三箇所	水質良 水最三箇 水壓三〇封度	飲用〇・一箇、水 壓十封度一人一日 當一・二立方尺 雑用〇・五箇水壓 五〇封度一人一日 當六・二立方尺	水批〇・三箇餘 水壓一〇封度	内郷 水最一・七箇 水壓一五〇尺 小野田 水壓一七五箇 水壓六〇尺
一四戸 七七名	一、三五三戸 一、三九三名	二、三七九戸 二、二〇七名	一、七三五戸 六、〇〇〇名	五八〇戸 二、五六七名	三、六五〇戸 一四、六九七名
山麓の涌泉を使用 する者多し水質良	一部河川水を併用 するものあり 水質良	洗濯用水として赤 川の水を用ふ	河川水併用なし 最近藤原川より引 水權を得て水道設 計中なり	河川水を洗濯用と して併用せり	井戸、河川水等を 使用せず

好	福	勿
間	島	來
小値方面 水道	水 道	水 道
好間川の水を用水堀 (約二〇間)にて導 く。附近田圃多し	小玉川より明水す清 淨なり	坑内涌水及溪流を用 後者は上流に多少耕 地あり
四〇馬力又は五馬力のポンプにて一 四〇尺の高所に在る縦八〇尺横五〇 尺深一〇尺の貯水池に揚水す先づ米 國製MSA型滅菌機を以て液體鹽素 消毒をなし次に濾過池により濾過す 用水栓七一箇	三時の鐵管に分水し二八三間にして 宿舍水槽に達せしむ	沈澱槽を備ふ 用水栓二〇箇
二五〇立方尺 乃至三〇〇立方尺	水量十分なり	水量一日 八、〇〇〇立方尺
二一戸 九六名	一、三七九戸 一、四九九名	二、四五九戸 二、〇八六名
非戸其の他併用な し	小玉川は洗濯用水 に使用せらる水量 八〇箇	河川水は洗濯用と せらる

給水は一般に水道に依る、井戸に依るもの極めて少く而かも概して水道の補充となすに止り専ら之に依るものは少し、河川水は幾分洗濯用水に供せらるゝも之を其の儘飲用することなし、然し乍ら水道中には單に河川水其の他を鐵管に依り引水したるに止り別段の濾過消毒設備を有せざるもの多く、其の實質に於て河川水を其の儘飲用すると相擇ぶことなきもの相當多數に上る、斯の如きは固より水質の清淨なるに由る可く、各鑛山共に腸窒扶斯其の他の傳染病の發生に就て特述する處無きは或は其の十證たらんかと認め得ざるには非るも、相當多數の鑛夫を擁する鑛山に在りては飲用水の濾過消毒設備に就て或る程度の考慮を拂ふを要すべし、水源地に田畑、人家等存在し汚水流入の虞あるが如き場合に殊に然りとす(内郷、好間、入山)、尙井戸及涌泉の使用は、夏期渴水の

際困難に陥り易く考慮を要すべし(尾去澤)。

六 下水設備

之を表示するに左の如し。

鍬山名	構造	通水状態、掃除回数、其の他
小坂	幅一尺乃至二尺深さ一尺乃至一尺五寸、傾斜八十分の一乃至三百分の一兩側は石垣、排水は灌漑水路又は田畑に引込み河川に導く	上流に於て河川より引水し各下水を分流せしむるを以て通水を行ふ。常備夫數名をして巡回掃除せしむる外年三回以上浚渫
花岡	幅一尺五寸深さ一尺傾斜二百分の一花岡川に放流す	通水良好毎月五回掃除す
尾去澤	厚一寸二分の松板製幅八寸深さ七寸傾斜十六度の樋を宿舎前に布設す	通水良好毎月二回以上掃除す 毎月初旬保安検査を爲すを以て衛生状態に支障なし
荒川	コンクリート製幅一尺深さ七寸、木製幅一尺深さ八寸、宿舎の表裏に設く、傾斜不定、河川に放流す	通水良好、四月乃至十一月に約九回掃除す
吉乃	幅一尺五寸深さ二尺、傾斜百分の一、側杭打一寸板張	澤水又は水道の餘水を流入せしめ自然に汚水を放出す
阿仁	宿舎の周圍に在り河川に排水す	通水良好汚泥は人事方を巡回掃除せしむる外春秋二回清潔法を施行す
高玉	兩側石積幅二尺深さ一尺五寸、傾斜二十分の一乃至十分の一溪谷に放流す	通水良好、一箇月五回乃至七回掃除す
松尾	宿舎大通に幅二尺深さ一尺傾斜五十分の一の汚水路を設く	排水良好

入山	新住宅地はコンクリート製幹線幅三尺深さ三尺五寸傾斜五十分の一乃至百分の一 舊住宅地はコンクリート底石垣積	坑内水を導き流下を便にす、二日毎に人夫をして掃除せしむ
湯本	大下水幅二尺乃至四尺深さ一尺乃至二尺兩側は丸太又は石垣傾斜不定小川に排水す 小下水幅六寸乃至二尺深さ五寸木造の樋を設くるものと設けざるものとあり各宿舎の汚水を大下水に導く	小下水の一部の外は通水良好適宜掃除す
内郷	角管大幅一尺三寸深さ八寸小幅八寸深さ五寸半田管徑六寸コンクリート製傾斜百分の一以上、坑内水を分流し河川に注ぐ	通水良好月二回衛生夫をして掃除せしむ
好間	小値方面小下水(幅七寸五分深さ六寸乃至八寸傾斜千分の一)より中下水(幅一尺二寸乃至二尺深さ一尺六寸乃至二尺傾斜千分の三)を経て大下水(幅三尺一寸深さ三尺傾斜千分の四)を経て暗渠に依り用水堀に放流す煉瓦造とす 小田郷方面幅二尺五寸深さ一尺傾斜千分の四石疊式河川に入る	通水良好 夏期五日に一回冬期十日に一回掃除す
福島	幅三尺深さ一尺五寸兩側は石垣傾斜六十分の一乃至三十分の一	通水良好毎日掃除す
勿來	幅二尺深さ二尺地勢に應じ多少傾斜す内側は矢木及雜板にて被覆し溪流に排水す	通水良好二箇月二回掃除す

各鑛山共下水設備は差當り衛生上支障を認めず、要するに掃除に注意を拂へば足るべしと雖も、通水の完全及掃除の便宜より考ふればコンクリート製とし(好間)之に河川水坑内水等を分流せしむるを可とすべし(入山)。

七 宿舍使用の状態

之を表示するに次の如し。

山名	使用料	住人		糞尿汲取及 便所の掃除	塵芥汚物の処理	糞糞其他宿舎の修理
		人員	住人			
小坂	入浴料 一銭五厘 一銭五厘	計小大女小大男 人 人 人 人 人 八、一六六五 二、九〇三三	一戸五 一室五人 一室三人	居住者の隨意、夏 一週二回乃至五回 一週一乃至二回	塵芥箱（直徑五尺餘 木製）一棟、他に木 製大箱（一棟）三 十名、衛生夫三名、 馬七名の衛生夫に依 りて運搬し、焼却す	宿舎貸與の際新品を 不床は換替表は居住 者の負担、修繕は住 宿舎の係員を巡回修 理せしむ 宿舎耐久見込三十年
花岡	なし	計小大女小大男 人 人 人 人 人 二、六三三二 五、九四一六	一戸五 一室五人 一室三人	汲取は毎月一、二回 掃除は居住者毎日行 ふ、夏期衛生夫は毎 月六回消毒せしむ	塵芥箱は一棟に付二 拾五名、衛生夫より て運搬し、焼却す	宿舎耐久見込十五年
尾去澤	入浴料 一銭五厘	計小大女小大男 人 人 人 人 人 一、〇九五 五、二〇六一	一室四 一室五人 一室三人	汲取は毎日行ふ、夏 期衛生夫は毎月一、 二回消毒せしむ	塵芥箱は各戸に付二 拾五名、衛生夫より て運搬し、焼却す	宿舎耐久見込十五年
荒川	入浴料 一銭五厘 一銭五厘	計小大女小大男 人 人 人 人 人 二、七五八一 五、八五八七	一室四 一室五人 一室三人	汲取は毎日行ふ、夏 期衛生夫は毎月一、 二回消毒せしむ	塵芥箱は各戸に付二 拾五名、衛生夫より て運搬し、焼却す	宿舎耐久見込十五年
吉乃	入浴料 一銭五厘 一銭五厘	計小大女小大男 人 人 人 人 人 一、〇九五 五、二〇六一	一室四 一室五人 一室三人	汲取は毎日行ふ、夏 期衛生夫は毎月一、 二回消毒せしむ	塵芥箱は各戸に付二 拾五名、衛生夫より て運搬し、焼却す	宿舎耐久見込十五年

阿仁	入浴料 一銭五厘 一銭五厘	計小大女小大男 人 人 人 人 人 三、一六九五 九、六三二	一室四 一室五人 一室三人	汲取は毎日行ふ、夏 期衛生夫は毎月一、 二回消毒せしむ	塵芥箱は各戸に付二 拾五名、衛生夫より て運搬し、焼却す	宿舎耐久見込十五年
高玉	なし	計小大女小大男 人 人 人 人 人 一、三三三五 三、五七七八	一室四 一室五人 一室三人	汲取は毎日行ふ、夏 期衛生夫は毎月一、 二回消毒せしむ	塵芥箱は各戸に付二 拾五名、衛生夫より て運搬し、焼却す	宿舎耐久見込十五年
松尾	なし	計小大女小大男 人 人 人 人 人 一、三三三五 三、五七七八	一室四 一室五人 一室三人	汲取は毎日行ふ、夏 期衛生夫は毎月一、 二回消毒せしむ	塵芥箱は各戸に付二 拾五名、衛生夫より て運搬し、焼却す	宿舎耐久見込十五年
入山	なし	計小大女小大男 人 人 人 人 人 一、三三三五 三、五七七八	一室四 一室五人 一室三人	汲取は毎日行ふ、夏 期衛生夫は毎月一、 二回消毒せしむ	塵芥箱は各戸に付二 拾五名、衛生夫より て運搬し、焼却す	宿舎耐久見込十五年
湯本	入浴料 一銭五厘 一銭五厘	計小大女小大男 人 人 人 人 人 一、三三三五 三、五七七八	一室四 一室五人 一室三人	汲取は毎日行ふ、夏 期衛生夫は毎月一、 二回消毒せしむ	塵芥箱は各戸に付二 拾五名、衛生夫より て運搬し、焼却す	宿舎耐久見込十五年

内郷	好間	福島	勿來
なし	なし	なし	なし
計男女 小大人 一四六 六九七 五〇二	計男女 小大人 一八二 五八五 二六八	計男女 小大人 一四三 三三五 二九一	計男女 小大人 一三〇 二六五 〇四七
一戸當四人	一戸當四人	一戸當四人	一戸當四人
一人	一人	二人	二人
平均六人	平均六人	平均六人	平均六人
農民を以て一ヶ月に一回掃除し、消毒剤を撒布す。	農民を以て一ヶ月に一回掃除し、消毒剤を撒布す。	農民を以て一ヶ月に一回掃除し、消毒剤を撒布す。	農民を以て一ヶ月に一回掃除し、消毒剤を撒布す。
農民を以て一ヶ月に一回掃除し、消毒剤を撒布す。	農民を以て一ヶ月に一回掃除し、消毒剤を撒布す。	農民を以て一ヶ月に一回掃除し、消毒剤を撒布す。	農民を以て一ヶ月に一回掃除し、消毒剤を撒布す。
農民を以て一ヶ月に一回掃除し、消毒剤を撒布す。	農民を以て一ヶ月に一回掃除し、消毒剤を撒布す。	農民を以て一ヶ月に一回掃除し、消毒剤を撒布す。	農民を以て一ヶ月に一回掃除し、消毒剤を撒布す。

註 一、使用料中電燈料は住宅の構造の部に掲記す、本表中に記載せざる家賃其の他は之を徴收せざるものとす。

二、一坪當人員は寢室として使用し得る部分に對し算出す。

三、兒童と大人とは十三歳以下と十四歳以上とに依り之を分つ。

使用料は各鑛山共に家賃を徴收せず、電燈料以外は入浴料を徴するものあるに止る。入浴は固よ

り無料を理想とすべきも經濟上の關係を別にするも、從業者及其の家族以外に依り濫用せらるゝを防止する必要上之を徴收することは已むを得ざるべし。一戸當居住人員は三人八分九厘乃至五人五分にして、一坪當四分二厘乃至二人著しき支障なし。糞尿の汲取は各鑛山共に附近農民其の他と契約し其の堆積を防止せるものゝ如く、便所の掃除は居住者が交代に之を行ふもの多し、されど此の如き事項は往々懈怠に陥り易きを以て一方現場に用具防臭消毒劑其の他を備付すると共に、他方相當責任者を定め遺憾なきを期するを可とすべし。塵芥の處理は大體衛生夫に依りて行はる一方居住者の良心に訴へると共に、他方衛生夫を鞭撻する以外は差當り言ふ可きものなし。疊替宿舍の修理は大體に於て各鑛山の負擔にて行はるゝものゝ如し別段の支障なし。

八 其の他參考事項

之を表示するに次の如し。

鑛山名	家賃の状況	衛生的の形勢	其の他
小坂	鶏兔の飼養者小敷あるに止まる		
花岡	鶏犬兔を飼養す養兔盛なり		
尾去澤	鶏兔の飼養多し各戸毎に小屋又は箱を設け其の他犬猫小鳥豚等あり豚の飼養は宿裏に置く	掃除に注意し月一回の保安検査あるを以て清潔なり	(一)保安テ、毎月一回労働係其の他をして防火衛生状態等を検査各種の注意を與へしむ (二)衛生成績は毎月開かるゝ母の會にて發表 (三)前日小學校児童は毎土曜日に労働係は公休日の衛生思想宣傳ポスターを配付隨時

荒川	鶏舎二戸 二〇四戸 一、七三三羽 三〇頭	衛生上相當影響ありと認め 住宅外敷間の地點に飼舎を 設けしむ	
吉乃	養鶏は少し養鶏は一三六戸 一四〇五羽一日の産卵数一五六箇	衛生上支障なし	
阿仁	建屋の一隅に飼舎を設け鶏を飼養す牛豚類 亦然り	同右	
高玉	養鶏あり	同右	
松尾	鶏兎豚を飼養する者あり	良好と云ひ難し	
入山	鶏兎豚等の飼養行はる	衛生上支障なし	
湯本	鶏二一〇羽兎三五頭別に敷地外に豚あり	蛆虫発生臭氣發散汚物流出 等有り面白からず飼舎を勵 行せしめつゝあり	
内郷	養鶏僅かに存するに止まる		
好間	居住者の六割は養鶏をなさ宿舎の後側窓下二 間開口一間半奥行半間高さ三尺の飼舎を設く 兎少々有り	掃除を嚴重にせしむる故に 衛生上支障なし	
福島	鶏舎は軒下に幅三尺長さ六尺以内のもの置 く兎小舎も同様なるが屋内土間に置くものあ り	毎朝掃除せしむ	
勿來	軒下又は空地に鶏兎を飼養する者あり	趣味副業を兼ね衛生上支障 なし	

各鑛山何れも多少の家畜を存するものゝ如く鶏兎其の他の飼養は野菜草花の栽培と同じく趣

味及副業の上より見て有益なりと認めらるゝも飼舎の位置構造及掃除宜しきを得ざれば衛生上
面白からざる結果を生み易し。各鑛山宿舎建設の實情に應じ各鑛山當務者に於て多少の考慮を須
ひ此の弊無きを期するの外なし。

第二 鑛夫合宿所

一 敷地配置、給水設備及下水設備

住宅の項に同じ。

二 構造

花岡鑛山好間炭礦及勿來炭礦が幾分之以に關する記述をなすに止り詳細不明なり。大體に於て
鑛夫住宅と大差なきものゝ如し。

三 附屬建物

共同便所其他に就ては特に述べべきものなし合宿所の食堂及廁所に關する事項を表示する
に左の如し。

鑛山名	食 堂	廁 所
花岡	合宿所は鑛山の西側に在り面積四十五坪木造天井の高さ八尺 疊敷各室三十二榻光一箇を附す一間半又は二間の引違障子及 雨戸を設く其の一室を食堂に充つ十疊敷なり	
松尾	合宿所と同棟南端面積四坪天井の高さ八尺大テーブル一箇長 椅子四脚ストロブ手洗場有り電燈を取付く三方窓にして採光 通氣良好なり收容人員四十名	食堂に隣接し北側に在り面積十坪五合構造食堂に同じ炊事爐 を設く

入山	普通宿舍を流用す	
湯本	合宿所の一端に在り面積三坪普通宿舍を改造したるもの天井なし土間にテール腰掛を備付自在に採光通氣良好十燭光一箇を取付く食器類を備付く	合宿所内面積三坪板間及土間より炊事釜湯場水道漬物場薪炭置場等あり窓有り開閉自在にして通氣良好なるが採光稍不良十燭光一箇を取り付く炊事用具を備付す
内郷	合宿所の南側に接し別棟とす面積八坪天井の高さ一丈四尺床板敷大テール二箇長腰掛四箇ストープ手洗設備あり窓は外格収容人員二十名	食堂建物内の一部を充つ面積三坪床面はコンクリート炊事場流場調理品配列用戸棚有り
好間	合宿所に隣接す面積五坪天井の高さ七尺枚敷の上に薄縁を敷く座食用テール戸棚あり手洗場なし北側に高さ五尺幅六尺一の窓あり採光通氣良好十六燭光を取り付く収容人員三十二名	食堂の西側に接す面積四坪天井高さ八尺土間はコンクリート造北側に六尺四方の硝子戸六尺に一尺五寸の無双窓西側に一尺五寸に六尺の無双窓有り炊事用具な備付く
勿來	合宿所は普通宿舍を流用す 食堂亦然り	居室の次の室を利用し三坪の土間に炊事場を設く
福島	普通宿舍を利用すテール五箇ストープ二箇アリ採光通氣良好、収容人員十七人及十一人	合宿所の二隅にあり特記すべきものなし

四

改善意見として特に提唱すべきものなし、唯食堂の入口其他便宜の場所に手洗設備を爲すは衛生的見地より推奨し度し。

合宿所使用状態

使用料糞尿汲取便所掃除の方法塵芥汚物處理狀態疊替其の他宿舍の修理狀況に就ては別段の記述なく鑛夫住宅と同様と認めらる。合宿所賄方法並寢具及食器に關する調査左表の如く改善意見の記述すべきものなし。

[illegible]

註 一人當寢具の配給は、極寒の期を標準とす。

東京地方

一 調査鑛山

(イ) 金屬山 足尾鑛山、日立鑛山、神岡鑛山、佐波鑛山、高千鑛山、河津鑛山。

(ロ) 石炭山 大倉無煙炭礦、重内炭礦、磯原炭礦。

(ハ) 石油山 西山鑛業所、西山、長嶺伊毛、武石、高町、牧宮川、安田、尼瀬、米山、鳥越の各鑛場を含む、新津鑛業所、朝日、小口、東山、大面の各鑛場を含む、新潟製油所。

二 宿舍敷地及宿舍配置狀況

宿舍敷地は鑛山所在地の地勢に左右せらる。

調査鑛山中比較的平坦なる地域のみには宿舍を有するは石炭山なり、其の概要を見るに大倉無煙炭及重内炭礦は高臺地、磯原炭礦は川沿の平地なるも適度の傾斜を有す。金屬山にて足尾及日立鑛山の一部には稍廣潤なる平地に存するものもあるも敷地を形の平坦地と稱するものも山間に存する場合多し、石油山に於ては一區域に多數の宿舍集團的に存するもの稀にして概して散在するもの多し。宿舍建家配置狀況は敷地の地形に従ひて一様ならざるも成る可く南向若は北向に建設せらるゝもの多きが如く各種鑛山の合計に於て平坦地宿舍は南向に建設せるもの四二%、北向のもの四二%にして東又は西向は一六%に過ぎず、又山腹山間等平坦ならざる地域の宿舍に付きても南向のもの三三%、北向のもの二九%にして東向若は西向のものより多數なり。

(東京地方附表の一 鑛夫宿舍敷地地形別配置狀況)

鑛種	鑛山名	平 坦 地				山 間、山 腹、其 の 他				合 計
		東 向	西 向	南 向	北 向	東 向	西 向	南 向	北 向	
金 屬 山	足 尾	八棟	三棟	四棟	一九六棟	四四棟	六三棟	一三二棟	八一棟	三三〇棟
	日 立	一棟	一棟	一棟	一三三棟	五二棟	六六棟	一〇七棟	一一七棟	三四二棟
石 炭 山	磯 原	一九	四	二二八	三六八	六一九	一一五	二五六	二二一	七三一
	重 内	一	一	一	五四	九	三	一	一六	二八
石油山	新 津	二	五	四	四	一五	一九	二〇	九	五六
	西 山	二	五	三	二	一八	八	一一	六	四三
計		二	五	四	四	一五	一九	二〇	九	五六
計		一〇三	三三	一九〇	四六	三七二	一〇三	三三	一九〇	三七二
計		八〇	四	一三五	一〇	二二九	九〇	三六	三六	二二九
計		一〇三	三三	一九〇	四六	三七二	一〇三	三三	一九〇	三七二
計		八〇	四	一三五	一〇	二二九	九〇	三六	三六	二二九

附記 一 本表に南向とあるは東南向及西南向を、北向とあるは東北向及西北向をも含むものなり。

各地方調査概要總括

二 本表に西山とあるは西山鑛業所の謂にして西山外十鑛場を、新津とあるは新津鑛業所の謂にして朝日、外三鑛場を包括し、又新潟は新潟製油所なり。

三 宿舍の構造

鑛夫宿舍の様式は一般に木造平家建にして合宿所を除くの外殆んど二階建のものなし。然れども各宿舍一棟の建家戸数は種々にして最小一戸建、最大二十戸建に及ぶも金屬山にては四戸建三一%又は六戸建三六%最も多く、石炭山は四戸建五〇%最も多く、石油山は一戸建三四%及二戸建四二%大多數を占む。但し各鑛山共に一鑛山同一様式なるものなし。

〔東京地方附表の二 鑛夫宿舍建家別棟數〕

鑛山名	一戸建	二戸建	三戸建	四戸建	五戸建	六戸建	七戸建	八戸建	九戸建	十戸建	十建一	十建二	十建四	十建五	十建八	十建十
足尾	一四	二〇	二七	一二四	二六二	八九	五	七	一	一						
日立	一	三八	三六	二七五	二〇九	八五	一四	三		二						
神岡	二		一	一四	一〇	五	三	一九		四三						
佐渡																
高千																
河津																
大倉無煙	一一			一七六		一二		三								
重内		一二	一	五	五二	三四										
磯原	四	三	六	五	二	六	五	三	五	八	一					

新津	西山	計
一一	二	四五
一四	二	九五
二	一	七七
一	三	六〇五
		五三六
一	一	二三五
三一		三一
四一		四一
八		八
七七		七七
三		三
二		二
一		一
二		二
一		一
一		一

附記 本表棟數の中西山及新津鑛山の分は合宿所棟數を含み、其の他鑛山分棟數には合宿所を加算せり。

宿舍の構造は各鑛山ともに建築様式異なるに従ひ同一ならざるも、各戸設備の概要は鑛山毎に大體類似の規準を有す、但し一戸當の建坪、室數等に至りては設計様式異なるに従ひ多種多様なり。各鑛山宿舍構造の概要左の如し。

(イ) 個人宿舍(普通住宅)

屋根の種類 亜鉛板又は鉄力板葺を主とするもの足尾、神岡、河津、木羽葺又は杉皮葺を主とするもの(日立、重内、新津)最も多數にして瓦葺は甚だ少數(佐渡、大倉無煙)なり。

天井の設備 河津、大倉無煙、重内及磯原の四鑛山には天井の設備なきも、其の他の鑛山(足尾、日立、神岡、佐渡、高千、西山、新津、新潟)には悉く板張天井を設備せり。

窓の設備 大多數の鑛山は障子及雨戸或は硝子障子の設備をなせるも大倉無煙炭礦は無双窓にして之に障子を附設せり、硝子障子を有する窓に對して窓掛の有無は明瞭ならざるも多くは之を有せざるが如し。

一戸當建坪 最大二三坪(新津)、最小三七五坪(磯原)にして各鑛山の一戸當平均建坪は概して六坪以

上あり、平均建坪の最大なるは西山鑛業所最大二五坪、最小八七五坪、平均一二三四坪にして最小なるは磯原炭礦(最大四五坪、最小三七五坪)なり。

一戸當室數及室面積 一戸の室數最大は四室(西山及新津)にして、佐渡、河津、大倉無煙、磯原の四鑛山宿舍は悉く一戸一室なり。而して各戸の室面積は最大十四坪(西山)、最小二七五坪(磯原)にして平均一戸當室面積三坪以下のもの二鑛山(佐渡及磯原)六坪以下のもの六鑛山(足尾、日立、神岡、高千、河津及重内)十一坪以下のもの二鑛山(西山及新津)なり。

居間敷物 多くは普通疊敷なるも、河津、大倉無煙及重内の三鑛山は尙薄縁を使用し又神岡及高千鑛山にては居住者の自辯とせり。

燈火設備 一般に電燈を使用するも高千鑛山のみは未だ其の設備を有せず石油燈を使用す。

(ロ) 合宿所設備

合宿所を設置せるは神岡、河津、大倉無煙、磯原、西山、新津、新潟にして足尾、日立、高千、重内には之を有せず、又佐渡鑛山にては元飯場頭が個人にて施設經營せる合宿所あり。然れども神岡、河津、大倉無煙及磯原の四鑛山合宿所は普通宿舍を其の儘合宿所に使用するのみにして特別の施設及構造のものなきに對し石油山(西山、新津及新潟)は特に廣大なる合宿所を設置せり、其の施設概要左の如し。

合宿所の數は西山九、新津七、新潟三にして何れも木造とし平家若は二階建なり、屋根は木羽葺、瓦力板葺、瓦葺等種々なるも悉く總板張天井を有し、窓は一般に外側硝子障子、内側紙障子とす。

合宿所一戸の建坪は最大延三四二坪、最小二〇五坪にして鑛山別平均延建坪一一六二坪乃至延三

八二五坪なり(延坪は二階坪數を加算せるものとす)。而して一戸當室數は最も多きもの四〇室、最少なるもの三室にして其の總室面積は最大二一九坪、最小は一〇坪なり。又各室の面積の最大なるは五三坪、最小は二二五坪にして一室の平均面積は九五坪乃至三二五坪なり。此等各室の敷物は悉く普通疊を使用し又何れも電燈の設備を有す、但し此等の合宿所の中には其の一部を鑛夫俱樂部若は病室に使用するものあり。

(東京地方附表の三) 鑛夫宿舍構造概要

(イ) 個人宿舍(普通住宅)

鑛山名	様式	主要なる屋根種類	天井有無	窓の種類	一戸當建坪			一戸當室數			一戸當室面積			居間敷物	燈火設備
					最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均		
足尾	木造平家	亜鉛引鐵板	有	硝子戸又は障子及雨戸	九・〇坪	六・〇坪	七・五坪	三	一	二	六・七五坪	四・〇坪	五・三五坪	電燈各室二〇燭	同
日立	同	杉皮	有	硝子戸又は障子及雨戸	一三・五坪	六・〇坪	九・〇坪	二	一	一・五	八・七五坪	三・七五坪	五・八坪	居住者自辯	同各室二〇—三〇燭
神岡	同	亜鉛引鐵板	有	硝子戸又は障子及雨戸	一三・五坪	五・五坪	九・〇坪	二	一	一・五	八・七五坪	三・七五坪	五・八坪	居住者自辯	同各室二〇—三〇燭
佐渡	同	瓦	有	硝子戸	一三・五坪	五・五坪	九・〇坪	二	一	一・五	八・七五坪	三・七五坪	五・八坪	居住者自辯	同
高千	同	亜鉛引鐵板	有	硝子戸	一三・五坪	五・五坪	九・〇坪	二	一	一・五	八・七五坪	三・七五坪	五・八坪	居住者自辯	同
河津	同	木羽及鐵力	有	硝子戸	一三・五坪	五・五坪	九・〇坪	二	一	一・五	八・七五坪	三・七五坪	五・八坪	居住者自辯	同
大倉無煙	同	瓦及杉皮	無	無窓硝子	六・五坪	四・五坪	五・五坪	一	一	一・五	八・七五坪	三・七五坪	五・八坪	居住者自辯	同
重内	同	杉皮	無	引窓又は障子及雨戸	六・五坪	四・五坪	五・五坪	一	一	一・五	八・七五坪	三・七五坪	五・八坪	居住者自辯	同
磯原	同	同	無	硝子及雨戸	六・五坪	四・五坪	五・五坪	一	一	一・五	八・七五坪	三・七五坪	五・八坪	居住者自辯	同
西山	同	同	有	硝子戸	六・五坪	四・五坪	五・五坪	一	一	一・五	八・七五坪	三・七五坪	五・八坪	居住者自辯	同

(口) 合宿所

附記 一 神岡、河津、大倉無煙及磯原鐵山の合宿所は個人宿舎(普通住宅)と構造同一にして之を區別せず。

二 佐渡鑛山に單身者合宿所あるも、耐負者の施設經營に屬し鑛山に關係なし。

共同浴場は宿舍の數及配置狀況に應じ、一鑛山一箇所乃至三十二箇所を設置し、浴場一箇所常使用戸數は最大五二一戸、最小六戸にして、西山及新津には專用のものあり、平均使用戸數は三二四戸乃至三戸強に當る。浴槽數は普通一浴場に男女別二槽を設くるを普通とするも、單に一浴槽を設置せるに過ぎざるもの少からず、又稀に一浴場に男女各二槽を有するものあり。浴槽一個當平均使用人員は最

大八六三人、最小三二人にして普通一〇〇人以上なり

共同便所の數は宿舍戸數の大小に従ひ最も多きもの五〇八棟最も少きもの四棟にして其一棟當平均使用戸數は一七戸乃至二戸にして普通四戸乃至六戸なり而して便所一棟には糞尿壺各一個のものなきに非ざるも尿壺一乃至三個糞壺二乃至三個を有す。

（東京地方附表の四）
附屬建物概要

各地方調查概要總括

附記

- 一 河津鑛山は附近に蓮臺寺温泉あり、鑛山にて同温泉組合と特約し入浴せしむるもの多数なり。
- 二 石油山(西山、新津、新潟)は普通住宅に専用便所を設くるを以て附屬建物としての共同便所なし。

五 給水設備

水道の設備は規模構造等一樣ならざるも各鑛山に施設せられ井戸のみによりて給水する鑛山なし。

水道設備 新潟製油所(合宿所)は市設水道を使用せしむるも、其の他鑛山は悉く鑛山専用の簡易水道を設く、其の規模は大小種々にして稍完備せるは貯水池、配水池を設け各宿舍間に配置せる共同水槽栓に導くも、簡單なるものに在りては水源より直接共同水槽に導水するものあり。水源の種類は澤水若は山間の湧水を普通とし河水之に次ぐ、其の他鑛井による地下水、横井戸の湧水、坑内水等を水源とするものあり。水道に淨水設備を設けたるは四鑛山に過ぎず一般には單に沈澱池を有するものなり、淨水設備を有する場合にも簡單なる濾過装置をなせるのみにして多くは河水を水源とせる場合なり。共同水槽栓一個に對する平均使用戸數は五戸乃至四十戸にして十戸以上二十戸を普通とす。尚西山及新津鑛山にては各宿舍に専用水栓を設けたるものあり。

井戸を存するは日立高千、河津、大倉無煙、西山及新津の六鑛山なるも其の個數は一鑛山二乃至九個に過ぎず一部宿舍の使用に止まる。井戸の揚水設備としては釣瓶に依るもの最も多く、ポンプ装置之

に次ぐ。

(東京地方附表の五) 宿舍給水施設概要

鑛山名	水				道		井	
	水源の種類	淨水設備	共同水槽(栓)數	使用戸數	水槽(栓)一個當平均使用戸數	揚水設備別箇數	使用戸數	井戸一個當平均使用戸數
足尾	湧水	なし	六八五	三、五三八	五・二	なし		
日立	湧水	なし	二〇一	二、三六〇	一一・七	車井戸	一二	一〇八
神岡	湧水	なし	七五	一、五七九	二一・五	なし		
佐渡	横井戸湧水	なし	二	二八	一四・〇	なし		
高千	湧水	なし	一		九・〇	釣瓶井	三	九・〇
河津	坑内水湧水	なし	八		一四・三	ポンプ	四	一四・三
大倉無煙	湧水及河水	河水のみ濾過	三四		二二・八	釣瓶井	九	二二・八
重内	湧水及河水	河水のみ濾過	一八	四六九	二六・一	なし		
磯原	湧水	なし	九	三六四	四〇・四	なし		
西山	鑛井、湧水及河水各一	濾過					三	
新津	湧水及河水	濾過				釣瓶井	二	
新潟	市設水道	濾過						

附記 西山及新津鑛山宿舍には専用水栓を各戸に設置せるものあり。

六 宿舍使用状況

宿舍使用料(家賃)は一般に之を徴收せず、唯足尾鑛山に於て建坪一坪に付月七錢乃至八錢平均一戸

當月五十錢を修繕料として徴するのみなり。衛生費を徴収するもの三鑛山にして月額大倉無煙四十錢、重内二十五錢、磯原二十錢とす。入浴料は無料なるもの多く、有料なるもの四鑛山(足尾、日立、神岡、河津)其の料金は單身者月額五錢乃至二十錢、家族を有する者月額十錢乃至四十錢なり。又一人一回一錢とせるもの一鑛山(日立)あり。電燈料は之を徴收せず無料とするもの三鑛山(日立、神岡、河津)あるも、一般には月十五錢乃至五十錢とす。其の他税金として磯原炭礦にては一月常月二十錢を徴収す。

一戸當居住人員は普通住宅最大十一人乃至五人、最少二人又は一人にして平均五人乃至三人なり。合宿所は一戸最大百三十二人、最小六人(但し神岡鑛山には僅かに一人のものあり)にして平均一戸當四十人乃至九人なり。又居寢室一坪當居住人員は普通住宅最大二三五人、最小〇・一四人、平均一・二人乃至〇・六人にして合宿所は室面積一坪當最大二人、最小〇・〇六人、平均〇・六四人乃至〇・三二人なり。普通住宅及合宿所を通じて一人當居寢室面積一・五疊未滿のもの日立、神岡、佐渡、高千、大倉無煙、磯原及西山の七鑛山あるも鑛山別平均は一人當一・五疊未滿なるもの無し。

(東京地方附表の六 鑛夫宿舍使用狀況概要)

(二) 個人宿舍普通住宅

鑛山名	使用料 (修繕料)	衛生費	入浴料	電燈料	一戸當居住人員			居寢室一坪當人員		
					最大	最小	平均	最大	最小	平均
足尾	建坪一坪に付 月七十八錢	なし	家族持月二十四錢 單身者月十二錢	二〇燭 三二燭 四〇燭	一五	一人	三・〇人	〇・八五	〇・一四	〇・六
日立	なし	なし	一人一回一錢	なし	一	二	五・一人	二・〇	〇・六	一・二

神岡	なし	なし	なし	なし	月四〇錢	なし	月一五錢	一	一	五・〇	一・五三	〇・二	〇・六五
佐渡	なし	なし	なし	なし	なし	なし	設備なし	一	一	三・五	二・〇	〇・三	一・二
高千	なし	なし	なし	なし	月十錢	なし	なし	一	二	四・六	〇・三	一・一五	一・二
河津	なし	なし	なし	なし	なし	なし	一〇燭 二五錢	一	二	四・四	〇・四	一・二	〇・八三
大倉無煙	なし	なし	なし	なし	なし	なし	月三〇錢	一	二	四・六	〇・七	一・一	一・一
重内	なし	なし	なし	なし	なし	なし	一〇燭 五〇錢	一	二	三・五	〇・七	一・一	一・一
磯原	なし	なし	なし	なし	なし	なし	月三〇錢	一	二	三・五	〇・七	一・一	一・一
西山	なし	なし	なし	なし	なし	なし	會社規定の半額	一	二	三・九	〇・六	一・一	一・一
新津	なし	なし	なし	なし	なし	なし	會社規定の半額	一	二	四・五	〇・六	一・一	一・一

附記 磯原炭礦にては税金として一月月二十錢宛徴収す。

(二) 合宿所使用狀況

鑛山名	使用料	寢具設備	賄方法	賄費	一戸當居住人員			居寢室一坪當人員		
					最大	最小	平均	最大	最小	平均
神岡	入浴料 二〇錢 入浴料 五錢	賄負者所有	請負	一日三十七錢 月十三四五十錢	一三人	一人	九・〇人	一・〇四	〇・〇六	〇・三二
河津	なし	同	同	一日五十五錢	一	一	一・〇	一・〇	〇・〇	〇・〇
大倉無煙	なし	同	同	一日五十錢	一	一	一・〇	一・〇	〇・〇	〇・〇
磯原	電燈料 會社規定半額	合宿者所有	共同自炊	費	一三四	一	一・〇	一・〇	〇・〇	〇・〇
西山	同	同	同	費	一三四	一	一・〇	一・〇	〇・〇	〇・〇
新津	同	同	同	費	一三四	一	一・〇	一・〇	〇・〇	〇・〇
新湯	同	同	同	費	一三四	一	一・〇	一・〇	〇・〇	〇・〇

附記 河津、大倉無煙炭及磯原三嶺山居住人員は普通住宅に加算せる爲め之を區別記載すること能はず。
宿舎の改善に関する意見

宿舎の配置、構造其の他附屬施設に付ては各嶺山とも衛生上不十分なるもの少なからざるを認む。然れども之が改善に關しては宿舎敷地の状況、事業規模の大小、經濟的事情等に從ひ左右せらるゝ爲め夫々多少の改善を企つるもの無きに非ざるも、大體に於て現狀に満足するを以て止むを得ずと爲すもの多數にして、改善に關する積極的意見の提出を見たるもの甚だ少數なり、而して此等改善意見の要旨を摘記すれば概要左の如し。

一 宿舎の配置及構造

宿舎の配置は地形により一定するを得ざるも可成は之を南向と爲し通風及採光に注意するを要す。様式は平家建瓦葺を適當とし、居間及寢室には板張天井を設くる必要あり。

各戸の居寢室は之を二室と爲し六疊及四五疊を適當とし、敷物は薄縁を廢し疊敷と爲すべし。

各戸の窓は可成其の位置を高くし採光を十分ならしめ雨戸及障子或は硝子障子を設備するを要す。

二 共同便所の設備

共同便所の便壺は之をコンクリート造と爲し「きんかくし」は陶器製を用ふ。

三 給水設備及下水溝

水道に依る給水設備には濾過池を設け導水鐵管を改修すべし、下水溝は土管若はコンクリート造

と爲す。

四 合宿所設備

合宿所は嶺山直營のものを設置し、寢具は各人專用のものを設備し時々日光消毒を勵行すること必要なり。

大阪地方

調査嶺山は尾小屋、生野、明延、竹野、飯盛、岩美、桐原、吉岡、高越、東山、別子、及び白瀧の十二金屬山にして其の調査概要を總括するに左の如し。

一 敷地及び宿舎配置狀況

嶺山所在地が山間地方なること多き爲め之に附屬建設せらるゝ嶺夫宿舎敷地も山腹山間等を開墾せられたるもの多く平坦地と稱する場合も廣濶なる平原地方なるは甚だ稀なり、比較的平坦なる地域のみに宿舎を有するもの五嶺山、山間のみに宿舎を建設せるもの三嶺山にして調査全嶺山嶺夫宿舎棟數に對し平坦地に存するものは三割六分に過ぎず、山間に存する場合は概して山腹を階段狀に開墾すること多く、又平坦地と雖も相等の傾斜を有するもの多き爲め敷地は甚しく濕潤するが如きことなくして一般に高燥なり。

宿舎配置の方向は地形に左右せらるゝ爲め必ずしも衛生的要件に添はざるものあるも平坦地に在りては其の大多數は南若は北向に配列せられ東若は西向なるは甚だ少數なり、又山間に在りても

過半数は南向若は北向なり、建家間隔は散在的に存し不定なるものもあるも概して二乃至三間なると多く、甚しく近接せるは稀なり。

(大阪地方附表の一 宿舍敷地及配置状況一覽)

山名	平地				山間山腹其他				合計	建家間隔
	東向	南向	北向	計	東向	南向	北向	計		
尾小屋	?	?	?	五棟	?	?	?	二九棟	三四棟	三・五間
生野	?	?	?	三六棟	?	?	?	一四棟	五〇	二・五・五間
明延	?	?	?	一五棟	?	?	?	五三	平均五・五間	
竹野	?	?	?	一五棟	?	?	?	三五	平均五・五間	
飯盛	?	?	?	一五棟	?	?	?	三五	三・四間	
岩美	?	?	?	一五棟	?	?	?	三五	散在す	
柵原	?	?	?	一五棟	?	?	?	八	一・五間以上	
吉岡	?	?	?	一五棟	?	?	?	一七	記載なし	
高越	?	?	?	一五棟	?	?	?	一八	一〇・三〇間	
東山	?	?	?	一五棟	?	?	?	一三	平均二間	
別子	?	?	?	一五棟	?	?	?	二一	二・三間	
白瀧	?	?	?	一五棟	?	?	?	一六	二・五間	
計	?	?	?	一五棟	?	?	?	五九	散在す	

備考 東南及西南向は南向に、東北及西北向は北向の中に集計せり。

二 宿舍の構造

鑛夫宿舍は事業の進展に伴ひて順次建築せらるゝ場合多き爲め、又敷地の状況に依りて様式構造等差異甚しきも悉く木造平家建なり、而して最も多數なるは五戸建長屋にして十戸建、四戸建、六戸建等之に次ぐ、一戸建單屋は一般に少數なるも白瀧鑛山に於ては例外的に多數なり。

(大阪地方附表の二 宿舍建家戸數別表)

種別	鑛夫住宅										總戸數
	一戸建	二戸建	三戸建	四戸建	五戸建	六戸建	七戸建	八戸建	九戸建	十戸建	
尾小屋	一棟	二棟	三棟	四棟	五棟	六棟	七棟	八棟	九棟	十棟	三八
生野	二棟	七棟	二二棟	二二棟	二二棟	二二棟	二二棟	二二棟	二二棟	二二棟	五〇
明延	二棟	二二棟	二二棟	二二棟	二二棟	二二棟	二二棟	二二棟	二二棟	二二棟	五三
竹野	一棟	二棟	二棟	二棟	二棟	二棟	二棟	二棟	二棟	二棟	一五
飯盛	四棟	九棟	三三棟	三三棟	三三棟	三三棟	三三棟	三三棟	三三棟	三三棟	三三
岩美	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三八
柵原	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一五
吉岡	二棟	二棟	二棟	二棟	二棟	二棟	二棟	二棟	二棟	二棟	二二
高越	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	三棟	一三
東山	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	二二
別子	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一六
白瀧	二棟	二棟	二棟	二棟	二棟	二棟	二棟	二棟	二棟	二棟	五九

造構の概要左の如し(附表の三参照)

天井 天井を設けたるは僅かに三鑛山にして吉岡及び高越の二鑛山は板張、飯盛鑛山は紙張なり
其の他の鑛山には其の設備なし。

其の他の鑛山には其の設備なし。

建坪 一棟の建坪に大小あるは勿論にして一戸當建坪亦同一ならず、一戸當建坪は最小三坪、最大一一・七五坪にして平均約六坪なり。

室數、室面積及び敷物 一戸當の室數(臺所を除く)は一乃至四なるも三室以上を有するは稀にして一室若は二室なるを普通とし就中二室のもの多數なり、一戸當室面積は最少四疊半(二・二五坪)最大十疊(九坪)にして普通は七疊半乃至十二疊弱なり、敷物は疊を使用するもの五鑛山、薄縁を使用するもの五鑛山あり、各室には押入を設くるもの多數なり。

窓 窓構造は一般に障子及び雨戸を設け硝子戸の設備は甚だ稀なり、又二三の鑛山にては無双窓とし障子を有せざるものあり。

燈火 各鑛山とも悉く電燈の設備を有す。

鑛夫合宿所を設置するもの九鑛山あり、其の構造は種々にして設備完全せるものあると同時に普通鑛夫住宅の一部を改造せるに過ぎざるものあり、其の合宿室の如きも一戸一室のものより一戸三十一室、静養室を含むを備ふるもの迄規模の大小亦甚しく相違せり、一室の面積は最小四疊、最大二十四疊にして普通六疊乃至十疊のもの多數なり、各室の敷物は一般に普通疊なるも尙薄縁を使用するもの二鑛山あり。

各地方調查概要總括

附記 備考欄記載は居室の敷物を示す。

三 附屬建物

附屬建物として共同便所及び共同浴場を設備す、但し便所は鑛夫頭同小頭等の宿舍には専用のものを設けたるもの少なからず、又共同浴場は吉岡鑛山に其の設備を有せず。
共同便所は宿舍一棟に付一箇所之を別棟に設くるを普通とし各一棟は尿壺一及び糞壺二を備ふるもの多し、共同便所一棟に對する使用戸數は宿舍一棟の戸數に大小ある爲め一様ならざるは勿論なるも、鑛山別に平均戸數を求むれば四戸乃至十戸にして六戸なるもの最も多數なり。
共同浴場は宿舍設置状況に應じ一箇所以上數箇所に設備せり、又其の規模並に設備の大小等は鑛山居住人員の多少に従ひ甚しく相違するも一般に浴場一箇所に男女別各一浴槽を普通とす、浴場一箇所に對する使用戸數は最小三十戸、最大三百八十九戸にして、浴槽一個に對する使用人員は最小七十一人、最大七百九十七人なり。

(大阪地方附表の四 附屬建物概要)

鑛山名	共同便所				共同浴場			
	棟數	糞尿壺數		一棟當平均使用人員	棟數	浴槽數		一棟當平均使用人員
		大便	小便			男	女	
尾野	三〇	?	?	九〇	四	四	四	七六・五
生野	四一	八二	五五	一三七	二	二	二	一九二・五
				五一				一六六・〇

明延	三八	五七	三八	九五	五・五	八・六	二	一〇五・〇	二〇五・〇
竹野	五	一〇	一〇	二〇	一・〇	一・四	二	六五・〇	一三四・〇
飯盛	二四	二六	三一	五七	四・〇	七・一	二	五八・〇	一三七・〇
岩美	一五	一〇	五	一五	六・〇	九・四	一	三六・〇	七一・〇
柵原	一七	三四	三四	六八	八・九	三・八	二	一五四・〇	三八二・〇
吉岡	二五	五〇	二五	七五	四・七	二・七	二	五七・〇	一〇四・〇
高越	九	九	九	一八	六・三	一一・五	二	七四・〇	一二二・〇
東山	一六	三二	一六	四八	一〇・〇	五・〇	一	一八八・五	四〇一・〇
別子	二五六	八四九	二五七	一〇六	四・四	四・八	六	四八・七	一一四・〇
白瀧	四八	?	?	一三九	六・〇	七・三	六	九	

附記 糞尿壺と稱するは大便所及小便所の數を示す。

四 給水設備

給水設備として堀井戸のみを使用するは柵原鑛山のみにて生野鑛山の一部にも之を有す、而して其の他は悉く水道設備により給水するものにして生野鑛山にても大多數の宿舍は水道給水なり。
井戸の數は合計二十四箇所あり、五箇所は手押ポンプを設備せるも其の他は悉く釣瓶井戸なり、井戸一に對する平均使用戸數は四乃至十四戸なり。

水道給水施設は多數鑛山に於て實施せらるゝ所なるも其の設備は何れも極めて簡易なるものにして水源より導水したるものを貯水池に導き、此處より宿舍間に配置せる共同水槽に配給するに止

まる。水源は鑿井を設け地下水をポンプ揚水するもの一鑛山、其の他は悉く溪流若は山間の湧水にして、導水管は鐵管、木樋、竹樋等種々なり、淨水装置は一般に其の設備なく簡易なる砂濾装置を設けたるもの二鑛山あるのみなり、共同水槽は木製若はコンクリート槽を用ひ之に水栓を附し若は常時放流す、鑛山別平均使用戸数は水槽一箇所當二戸乃至十五戸なり。

(大阪地方附表の五 給水設備概要)

鑛山名	水			井		
	水源	淨水方法	給水槽(栓)總數	揚水方法及箇數	使用總戸數	井戸一箇當
尾小屋	湧水		一七		二五五	一五・〇
生野	河水		一三		一一一	九・〇
明延	溪流		二二	手押ポンプ	一三〇	九・〇
竹野	鑿井		六		六五	一〇・八
飯盛	溪流		三八		九七	二・五
岩美	谷川	濾過池あり	三三		五四	一・六
棚原	溪水		一〇	釣瓶井 手押ポンプ	二九	一・六
吉岡	溪水		九		七三	七・三
高越	溪水		九		五七	六・〇
東山	溪水	濾過槽あり	九		一三九	一五・〇
別子	溪流		一三五		一一三	九・〇
白瀧	湧水		一棟に付一三		二八〇	五・一・六

五 宿舍使用状況

宿舍使用料(家賃)は別子鑛山に於て合宿所を除く普通鑛夫住宅居住者より建坪一坪に付一月金四錢乃至八錢を徴収する外一般に無料にて貸與せり、但し疊使用料(修繕費)として疊一枚に付一月金參錢乃至五錢を徴収するもの四鑛山(生野、明延、飯盛及び吉岡)あり、又尾小屋鑛山は家屋修繕料として各戸一月に付金二十五錢乃至六十錢を徴収す、而して別子鑛山及び修繕料を徴収せざる鑛山(飯盛、高越、東山、白瀧)にては敷物(疊又は薄縁)は居住者各自の負擔とす、合宿所居住者に對しては悉く料金を免除す。

電燈料は一燈に付一月金十錢乃至三十五錢を徴収するを普通とするも無料金なるもの三鑛山あり、又合宿所居住者に對しては悉く之を免除せり。

入浴料は無料なるもの多く之を徴収するは三鑛山のみなり、其の料金は一月一家族金四十錢以下若は一回大人一錢小人五厘なり。

一戸當平均居住人員は二・六人乃至五人にして四人内外なるを普通とす、合宿所に於ける居住者は平均一室當二・一人乃至十二人、室面積一坪に對する平均人員は〇・二五人乃至一・八人なり。

合宿所に於て使用する寢具は居住者の自辨に委するもの一鑛山、合宿所請負者(飯場頭)より貸與するもの二鑛山、合宿所に之を設備し貸與するもの六鑛山にして、何れの場合も合宿者個々に専用せしめ之を共用するは極めて稀なり、寢具貸與に付料金を徴するもの二鑛山(一日二錢又は六錢)あるも其の他は悉く無料なり。